

# 令和5年12月8日 環境委員会追加資料

## 2 所管事務の調査（報告）

- (1) 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等（令和7年度施行分）の改正の考え方（案）  
について

追加資料 「文化財等」について

環 境 局

令和5年12月8日環境委員会

2(1)川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等(令和7年度施行分)の改正の考え方(案)について【追加資料】

### 「文化財等」について

資料上は「文化財等の原形を再現する建築物」と表記しましたが、規則では建築物省エネ法の条文どおり規定いたします。

制度1、制度2の除外規定として挙げた「文化財等の原形を再現する建築物」につきましては、建築物省エネ法施行令第6条第2項第五号の規定を踏まえております。同号で規定する、第一号及び第四号は文化財保護法に規定される文化財ですが、第三号「旧重要美術品等の保存に関する法律の規定により重要美術品等として認定された建築物」は文化財に当たらないため、これを「等」といたしました。

#### ■ 建築物省エネ法第18条第二号の政令で定める建築物(同法施行令第6条第2項)

- 一 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 二 文化財保護法第百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物
- 三 旧重要美術品等の保存に関する法律の規定により重要美術品等として認定された建築物
- 四 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であって、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
- 五 第一号、第三号又は前号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物であって、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
- 六 景観法第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物